

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年十月三十一日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和三年十月二十七日奈良県指令建第一〇八―四三三号

令和四年五月三十一日奈良県指令建第一〇八―四三一―一号

令和五年九月二十五日奈良県指令建第一〇八―四三一―二号

二 検査済証番号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年十月二十四日建第五八五四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市四条町八八番一、八八番四、一六二番二、一六二番三、一七三番四及び一七

七番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市四条町八四〇番地

公立大学法人奈良県立医科大学 理事長 細井裕司

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市四条町八八番四、一六二番二、一六二番三、一七三番四及び一七七番

四